

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第98回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和元年8月23日（金）14時00分～15時23分
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、三友 仁志（部会長代理）、大谷 和子、
佐藤 治正、藤井 威生、森 亮二、山下 東子、吉田 裕美子
（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁
（以上1名）

（3）総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹村電気通信事業部長、
今川総合通信基盤局総務課長、大村料金サービス課長、
中村料金サービス課企画官、梅村消費者行政第一課長、
廣瀬電気通信技術システム課番号企画室長

（4）審議会事務局

佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

答申事項

- ア 電気通信事業法第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等について【諮問第3117号】
- イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加）について【諮問第3119号】
- ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和元年度の将来原価接続料等の再算定）について【諮問第3120号】
- エ 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）の施行に伴う関係省令等の整備について【諮問第3116号】
- オ 電気通信事業法施行規則の一部改正（初期契約解除に伴う対価請求費用項目の追加）について【諮問第3118号】

開 会

○川濱部会長　それでは、おそろいになりましたようですので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第98回を開催いたします。

本日部会には、委員8名全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、カメラ撮りの申し出がございましたので、会議冒頭の部分に撮影がございます。ご出席の皆様におかれましては、あらかじめご了承ください。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は、答申事項5件でございます。

議 題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等について【諮問第3117号】

○川濱部会長　初めに、諮問第3117号「電気通信事業法第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等」について審議いたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、6月21日開催の当部会において審議を行い、6月22日から7月22日までの間、意見招請を実施しました。その後、その結果を公表するとともに、7月25日から8月7日までの間、2回目の意見招請を実施しました。

それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、接続委員会の主査であります相田専門委員より委員会での検討結果についてご報告いただきます。

それでは、相田専門委員からご説明をお願いいたします。

○相田専門委員　それでは、電気通信事業法第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等につきまして、接続委員会における調査の結果

をご報告させていただきます。資料98-1をご覧ください。

本件は、全国BWA事業者2社の設置する電気通信設備を第二種指定電気通信設備として指定するとともに、第二種指定電気通信設備制度を全国BWA事業者に適用するために必要な規定を整備するものです。本改正案につきましては、先ほど部会長からご紹介がございましたように、接続委員会の調査事項である第二種指定電気通信設備等の接続に係る事項でございますので、2回の意見募集を実施いたしました。寄せられた意見を踏まえ、8月22日に開催いたしました接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会の考え方の整理を行いました。

当委員会といたしましては、1ページにあります報告書の1に示しましたとおり、「本件、電気通信事業法第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等については、諮問のとおり改正することが適当と認められる」とのご報告をさせていただきます。

提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして2ページ以降に取りまとめてございます。その具体的な内容につきましては、改正概要とともに総務省よりご説明いただけるのとことですので、よろしく願いいたします。

○中村料金サービス課企画官 それでは、総務省から説明させていただきたいと思えます。諮問事項並びに電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方の2点についてご説明をいたしたいと思えます。

お手持ちの資料98-1の16ページ目をご覧ください。今回の諮問事項については、大きく分けて2件ございました。まず1つ目として、「第二種指定電気通信設備制度関係～第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用等～」、2つ目として、「第一種指定電気通信設備制度関係～メガデータネットに係る法定機能の廃止等～」でございます。

まずは、1点目についてご説明いたします。18ページ目をご覧ください。第二種指定電気通信設備制度は、特定移動端末設備のシェアが総務省令で定める割合、これは10%になっているわけでございますけれども、これを超える電気通信設備を総務大臣が指定し、接続料及び接続条件についての接続

約款の策定・届出等の規律を課す、こういう制度でございます。

今般、全国BWA事業者である Wireless City Planning 株式会社及びUQ コミュニケーションズ株式会社、この2社の特定移動端末設備のシェアが上記の割合、10%を超えているため、当該2社の設置する電気通信設備を指定するものでございます。また、指定にあわせて、全国BWA事業者の設備利用の実態に鑑み、所要の規定整備を行うこととしております。

ページをおめくりください。設備利用の実態といたしましては、音声伝送役務を利用していないこと、複数事業者の二種指定設備を連携してサービス提供を行っているものでございます。これを踏まえて所要の制度整備を行うものでございますが、21ページ目をご覧ください。音声伝送役務を提供していない電気通信事業者については、本制度における音声伝送役務に係る規律を適用しないこととする、こういう所要の規定整備を行うことにいたしました。

連携については、23ページ目をご覧ください。接続料算定方法に関する規定整備といたしまして、特に複数事業者の二種指定設備により実現される機能に係る接続料算定方法について整備したいと考えております。即ち、複数事業者が機能をそれらの二種指定設備により実現する場合、総務大臣の承認を共同して受けた上で当該機能に係る接続料を設定すること。接続料を算定する事業者は、自らの接続会計及び他の事業者の接続会計に基づき原価及び利潤を算定する等の方法により設定すること。他の事業者は、接続料を算定する事業者の設定した接続料と同額として設定することとするものでございます。

次に、第一種指定に係る諮問内容についてご説明いたします。31ページをご覧ください。本件については、メガデータネッツについて、設備の老朽化により平成30年度末に維持限界を迎えるため、当該機能の単位による接続料設定の義務付けまでは不要になったと認められることから、当該機能を法定機能から削除とするものでございます。

以上が諮問内容2件のご説明でございます。

次に、パブリックコメントに付した意見及びその考え方についてご説明いたします。2ページ目をご覧ください。パブリックコメントをした結果、9

者から意見、11者から再意見がございました。1ページおめくりください。

まず、意見1-1でございますが、これはUQコミュニケーションズ株式会社からのご意見でございました。全国BWA事業者に対する第二種指定電気通信設備制度の設備の指定の検討に当たっては、従来の電話サービスを念頭に決められた基準を適用することとなっているとのご意見でございました。

2点目として、接続交渉上の優位性を図る観点からは、キャリアアグリゲーションにおけるMVNOとの交渉上の優位性は携帯電話事業者にのみ存在している、こういったご意見でございました。

これに対して、再意見として、ソフトバンク、Wireless City Planning株式会社様から意見をいただいております。概要といたしましては、現行の電気通信事業法における第二種指定電気通信設備制度は、本来、単一事業者を前提として設計された制度であることから、上記各社・組織の意見にあるとおり、短絡的に複数事業者による連携機能に関する取り扱いを現行制度に当てはめることは将来的にも制度上の不整合が生じる懸念が高いとのご意見でございました。

これに対しまして、従来の電話サービスを念頭に決められた指定規準が適用されている旨のご意見につきましては、2011年12月の情報通信審議会答申において、MNO間の関係に加えて、データ伝送に係る接続が実現していたMNOとMVNOとの関係についても、交渉上の優位性等の考え方が整理されたことを受けて規準は設定されているものとしております。

2点目として、キャリアアグリゲーションにおける交渉上の優位性は携帯電話会社のみが存在している旨のご意見につきましては、全国のBWA事業者は周波数の割り当てを受けていることから交渉上の優位性を持ち得る、MVNOへの設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない、端末設備シェアが一定の割合を超えた場合には交渉上の優位性を有しているとしております。

3点目といたしまして、第二種指定電気通信設備制度は単一事業者を前提とした制度であり、複数事業者による連携機能に関する取り扱いを現行制度に当てはめることは、将来的に制度上の不整合が生じる旨のご意見については、個々の第二種指定事業者を規律の対象とする第二種指定電気通信設備制

度の枠組みを変えるものではなく、そうした枠組みの中で、全国BWA事業者と携帯電話事業者による電波利用の連携が行われている実態に鑑み、複数の第二種指定事業者が連携して接続料を算定する仕組み等を整備するものであるとしております。

次に、意見1-2についてでございますが、意見1-1とほぼ同内容でございましたので、考え方1-1と同様としております。

意見1-3、1-4については賛成とのご意見でございましたので、「賛同の御意見として承ります」としております。

次に、意見2-1でございますが、公正取引委員会事務総局経済取引局調整課より、競争関係にある電気通信事業者同士により、2以上の事業者が法定機能の全部又は一部をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合が生じることとなった場合には、独占禁止法上の問題が生じることのないよう接続料の算定に係る規定を見直すべきとのご意見でございました。その理由として、競争関係にある算定事業者と共同設定者がそうした情報を共有する場合には、互いの費用、資産等の内訳が明らかになることにより、事業者間に競争制限に係る暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となるものでもございました。

これに対しまして、考え方として、ご意見を踏まえ、MVNOガイドラインにおいて、第二種指定事業者間の情報交換の態様によっては、市場における競争状況に照らし、公正競争上、問題になるおそれがあるため注意を要する旨を追記するとともに、ご指摘の場合においては、総務省において事案に応じた適切な対応を行われることが適当としております。

意見2-2につきましては、ソフトバンク、Wireless City Planning 株式会社よりの意見でございました。概要といたしましては、同一の電気通信事業者が設置するものを第二種指定電気通信設備として指定できることとされており、複数の事業者間の連携機能の取り扱いについても包含されると解することは法の拡大解釈に当たる懸念が高いというものでございました。

これに対しまして、考え方2-2として、今般の制度改正は個々の第二種指定事業者を規律の対象とする第二種指定電気通信設備制度の枠組みを変えるものではなく、そうした枠組みの中で全国BWA事業者と携帯電話事業者

による電波利用の連携が行われている実態に鑑みて所要の措置を講じるものであり、法の拡大解釈には当たらないとしております。

意見3-1でございますが、こちらは一般社団法人テレコムサービス協会のご意見でございました。賛同とのご意見でございますので、「賛同の御意見として承ります」としております。

意見3-2でございますが、ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning 株式会社よりのご意見でございました。概要といたしまして、主に音声接続を念頭に置いており、データ通信サービスにおいて複数のネットワークを1端末で利用するという利用方法は想定されていないというもの。さらに、全国的にサービス展開するMNOの最低1社と接続等を行うことでサービス提供が成り立ち得るデータ通信サービス、中でも、とりわけ電波利用の連携機能については、音声系サービスにおける交渉優位性の判断基準をそのまま制度的に当てはめることが必ずしも実態に沿っているとは言いがたい。5G時代においては、資本関係を有する事業者間に限らないネットワーク連携機能の提供等も想定され得るところ、現行の指定電気通信設備制度における接続制度や会計制度の適用等を義務づけることがビジネス形態と合致しなくなる可能性も十分に想定されるというものでございました。

これに対しまして、現在の指定基準は、主に音声接続を念頭に置いたものである旨のご意見につきましては、データ伝送に係る接続が実現していたMNOとMVNOとの関係についても、交渉上の優位性の考え方が整理されたことを受けて設定されたものとしております。

さらに、周波数割り当てや収益拡大のインセンティブの多寡を根拠として、交渉上の優位性を有することに反対である旨のご意見につきましては、全国BWA事業者は周波数の割り当てを受けていることから、MVNOに対する交渉上の優位性を持ち得る、多くの収益を得るため、MVNOへの設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない、端末設備のシェアが一定割合を超えた場合には交渉上の優位性を有しているとされたところとしております。

5G時代において新たな連携機能の提供等が想定され、現行制度が合致しなくなる旨のご意見につきましては、今般の制度改正は全国BWA事業者と

携帯電話事業者による電波利用の連携が行われている実態に鑑み、複数の第二種指定事業者が連携して接続料を算定する仕組み等を整備するものとしております。

また、なお、上記研究会において、今後5Gの導入等により登場することが想定されているさまざまな形態の事業者間連携等を踏まえた規律のあり方について、将来的な課題として引き続き検討することが適当とされており、こうした指摘も踏まえ、引き続き第二種指定電気通信設備制度における規律のあり方について検討が行われていくことが適当としております。

意見4-1、4-2につきましては、今般の諮問には関係の薄い意見でありましたことから、今後の検討とさせていただきますとしております。

さらに、再意見4-3として、日本放送協会に関する意見がございましたことから、本案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に適切に情報提供がなされることが適当としております。

以上でございます。

○川濱部会長　ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ご意見等ございませんようでしたら、諮問第3117号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○川濱部会長　それでは、案のとおり答申することにいたします。

イ　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の許可（網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加）について【諮問第3119号】

○川濱部会長　続きまして、諮問第3119号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の許可（網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加）について」について審議いたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、6月21日開催の当部会において審議

を行い、6月26日から7月24日までの間、意見招請を実施しました。その後、その結果を公表するとともに、7月27日から8月9日までの間、2回目の意見招請を実施しました。

それらの結果を踏まえて、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。接続委員会の主査であります相田専門委員より、委員会での検討結果についてご報告いただきます。

それでは、相田専門委員からご説明をお願いいたします。

- 相田専門委員　それでは、諮問第3119号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の許可（網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加）」につきまして、接続委員会における調査の結果をご報告させていただきます。資料98-2をご覧ください。

本件は、網終端装置の接続メニューにおいて、同装置の台数が30台以下である接続事業者を対象とする区分を新たに設けるものです。新しい区分は、いわゆる地域事業者が主に対象となり、緩和された増設基準が適用されます。本件につきましては接続委員会の調査事項でありますため、先ほど部会長からご紹介がございましたように、2回の意見募集を実施いたしました。

寄せられた意見を踏まえ、8月22日に開催した接続委員会におきまして、本案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会の考え方の整理を行いました。当委員会といたしましては、1ページの報告書の1で示しましたとおり、本件につきましては諮問のとおり認可することが適当と認められるとのご報告をさせていただきます。

提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして2ページ以降に取りまとめてございます。その具体的な内容につきましては、総務省よりご説明いただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

- 大村料金サービス課長　続きまして、寄せられたご意見の概要及びその考え方についてご説明をさせていただきます。

資料2ページが、意見募集の結果の概要をまとめたものでございます。具体的には、資料の3ページ以下をご覧ください。

まず、意見1として、日本インターネットプロバイダー協会から寄せられたご意見です。こちらは、網終端装置に係る接続メニューについて、今回の措置を評価するとした上で、今回の措置は一定の地域事業者を対象としているものでございますが、全ての事業者に対する増設基準の緩和、さらにはトラフィックベースへの移行を進める必要があるとするものです。また、それに加えまして、主査からご説明がございましたように、今回の措置、上限の台数を30台としているところでございますけれども、30台と31台とで必要な利用者数に大きな開きが生じるということで、この開きを埋めるための調整措置等が必要であるとするご意見でございます。

これに対する再意見ですが、これはNTT東西から寄せられたものでございます。インターネット接続全体の状況を踏まえ、セッション基準の見直しの必要性について検討していくことを含め、今後とも接続事業者と連携してトラフィック増への対応を行っていく考えであり、本メニューの上限について、今後大きな環境変化等があった場合には、ISP事業者と相談しながら見直しを検討するというご意見でございます。

これらの意見、再意見に対する考え方でございます。まず1番目の丸で、今回の措置につきまして評価しますとしております。その上で、2番目の丸として、NTT東西においては実際の通信量の状況等を確認しつつ、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、NGNにおけるトラフィック増加への適切な取組を継続的に行うことが必要であり、総務省においては、これについてフォローアップを行うことが適当と考えるとしてございます。

5ページ目をご覧ください。意見2、再意見2として、個人の方から、固定電話を維持して、NTT東西は廃止すべき。また、再意見2の下側ですけれども、国民が適切で安定的な通信品質を享受できるように、通信品質の指標の見える化のような仕組みができることを期待するものでございます。

考え方でございますが1番目の丸で、十分な情報に基づく消費者の選択等を可能とするためにも、通信品質等に関する基礎的な情報が公開され、検証できることが重要と考えますとした上で、寄せられました意見につきましては、今後の検討において参考とすることが適当と考えますとしてございます。

最後に、7ページをご覧ください。再意見3として、日本放送協会に関するご意見が寄せられてございます。こちらにつきましては先ほどと同様でございますが、考え方として、本案に対する意見でないと思われるため、担当部署に適切に情報提供がなされることが適当と考えますとしてございます。

以上でございます。

○川濱部会長　ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員　ユーザーから見て、ネットワークが非常に混んでいるということで問題になっていたと思います。そこで、増設基準が緩和されて、状況は改善されるということで、これは良いことだと思っています。

ただ、どれだけ改善されるかまだわからないので、やっぱり消費者目線で、本当にネットワークを使うユーザーの利用状況がどう改善されているか、総務省で、今後も混雑状況の変化を継続的に見ていただきたいと思います。

それから、セッション数に依存した現行基準というのは、トラヒックの伸びにどうしても追いつかないので、将来的に混雑の問題が大きく緩和されないのであれば、増設基準自体、改めてまた検討することが必要かと思っています。

○川濱部会長　今の点に関して何かございますでしょうか。

○相田専門委員　おっしゃるとおりと考えております。今後、引き続きフォローアップをしてまいりたいと考えております。

○川濱部会長　その他、ご意見等ございませんでしょうか。それでは、ご意見等ございませんようでしたら、諮問第3119号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長　それでは、案のとおり答申することといたします。

ウ　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和元年度の将来原価接続料等の再算定）について【諮問第3120号】

○川濱部会長　　続きまして、諮問第3120号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和元年度の将来原価接続料等の再算定）について」について審議いたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、当部会においてメール審議を行い、7月2日から7月24日までの間、意見招請を実施しました。その後、その結果を公表するとともに、7月27日から8月9日までの間、2回目の意見招請を実施しました。

それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。接続委員会の主査であります相田専門委員より、委員会での検討結果についてご報告いただきます。

それでは、相田専門委員からご説明をお願いいたします。

○相田専門委員　　それでは、諮問第3120号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和元年度の将来原価接続料等の再算定）につきまして、接続委員会における調査の結果をご報告させていただきます。資料98-3をご覧ください。

本件は、光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定、それから、フレキシブルファイバの取扱い等の適正化等を行うものでございます。本件につきましても接続委員会の調査事項でございますので、部会長からご紹介がございましたとおり、2回の意見募集を実施いたしました。寄せられた意見を踏まえ、8月22日に開催した接続委員会におきまして、本案及び提出された意見に対する考え方につきまして検討を行い、本委員会の考え方の整理を行いました。

当委員会といたしましては、1ページの報告書の1にございますとおり、本件につきましては「諮問のとおり認可することが適当と認められる」とのご報告をさせていただきます。提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、2ページ目以降に取りまとめてございます。その具体的な内容につきましては総務省よりご説明いただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

○大村料金サービス課長 2 ページからの意見募集に対して寄せられたご意見及びその考え方について、その概要をご説明させていただきます。

まず、3 ページをご覧ください。こちらは、光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定に関するご意見でございます。

まず、意見1として、ソフトバンク及びKDDIからのご意見です。いずれも光ファイバの耐用年数の見直しについて賛同していただいた上で、当面の間は最長でも3年以内に都度検証を行い、乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべき、また、今後の定期的な見直し契機については整理が必要であり、総務省において検証することを希望とするものでございます。

再意見ですが、下の2つにつきましては、それぞれKDDI、ソフトバンクからの再意見でございます。再意見の1番目がNTT東西からのご意見でございます。2019年度適用接続料について、光ファイバの耐用年数見直しに伴う影響額を反映の上、再申請を実施。材質等の環境、技術の革新、経済事情の変化による陳腐化の危険の程度という観点及び光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえ、合理的に検討した上で見直しを実施するとともに、光ファイバの耐用年数の推計結果については、研究会や総務省に提供していくとするものでございます。

これらに対する考え方ですが1番目の丸で、光ファイバの耐用年数が延長され、令和元年度から適用されること、これについては評価をすることとした上で、2番目の丸で、経済的耐用年数については適時適切に見直していく必要があると考えますとし、最後に、総務省においては、NTT東西の光ファイバの耐用年数の見直しに関する状況について、関連のデータ等の提供も受け検証等を行うことが適当と考えますとしております。

続きまして、5ページの一番下から6ページにかけてご覧ください。意見2です。こちらは、日本ユニファイド通信事業者協会から寄せられたご意見でございます。加入光ファイバの利用料が低廉化され、さらに料金以外の提供条件等についても、接続事業者が利用しやすい制度となっていくことを希望というものでございます。

考え方ですが意見にあるように、加入光ファイバは今後の電話サービスの基盤ともなり得るものであり、その利用に係る公正競争環境を確保するため、

総務省においては引き続き、関連の検討及び取組を実施することが適当と考えますとしてございます。

再意見3です。こちらは、個人の方から寄せられた賛同のご意見でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。こちらは、総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正でございます。

意見4として、こちらも日本ユニファイド通信事業者協会から、一層NGNが利用しやすいものとなっていくために、NGNを利用した音声サービス提供のあり方等についても議論や必要な取組をしていただくことを希望とするものでございます。

考え方として、優先パケット関係機能を含めNGNの円滑な利用が行われることは重要であり、総務省においては引き続き、第一種指定設備が多様な事業者に適正・公平・透明な料金・条件で開放されるよう取り組んでいくことが適当としてございます。

次に、(3)として、フレキシブルファイバの取扱いの適正化に関するご意見でございます。

まず、ご意見として、KDDI及び楽天モバイルからご意見をいただいております。フレキシブルファイバの提供条件について、接続ルールに準じた利活用の整備が必要でありフレキシブルファイバについても接続ルールの対象とすべきである。また、フレキシブルファイバ等は複数事業者で設備共用することで、携帯電話基地局の整備費用の低廉化につながることから、早急に実現に向けた検討を開始すべきとするものでございます。

これに対する再意見ですが、再意見の2番目はソフトバンクから同内容のご意見でございます。また、KDDIから再意見としても、4番目のように寄せていただいております。

一方で、再意見の3番目でございますが、こちらはオプテージからのご意見となっております。具体的には、左記意見は接続制度の趣旨にそぐわない、フレキシブルファイバ等に接続ルールを適用することは、設備競争の衰退、ひいては我が国の通信インフラの脆弱化を招くおそれがあるため、設備事業者の設備投資インセンティブに十分配慮いただきたいとするものでござ

います。

再意見の1番目が、NTT東西からのご意見であります。フレキシブルファイバの提供について、相互接続による提供、接続ルールに準じた扱いとすることは困難である。なお、フレキシブルファイバだけでなく、新たな卸電気通信役務の提供も含め、利用事業者からの要望に対して柔軟に対応していくというものでございます。

考え方でございますが、10ページをご覧ください。まず1番目の丸で、フレキシブルファイバは、実態を踏まえれば、その提供に係る費用は当該事業者が個別に負担することが適当としております。2番目の丸で、既存設備が存在しないエリア等において、当該事業者の要望に基づき、当該事業者の代わりにNTT東西が新たに設備を構築するものであり、これまでのところ、卸電気通信役務での提供を前提にその提供条件が定められてきたものと承知してありますとした上で、これらの理由により、今般の申請については、これを認めなかった場合の利用事業者への影響も考慮し、一定の合理性が認められると考えられるとしております。3番目の丸ですが、他方で、このフレキシブルファイバに用いる伝送路設備というのは第一種指定設備である固定端末系伝送路設備であることに加え、今後、5Gの進展等により、その利用が増加することが想定されることから、その提供条件等については、総務省において、まずは現状を把握した上で、必要に応じて検討を進めていくことが適当であると考えますとしております。

13ページ以下はその他のご意見で、意見6として日本ユニファイド通信事業者協会、また、意見7は個人からのご意見、さらに、再意見8で、先ほどと同様ですが、日本放送協会に関する個人の方からのご意見を寄せていただいております。

これらについては個別のご説明は省略させていただきますが、それぞれについて考え方をまとめて整理をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○川濱部会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

お願いいたします。

○藤井委員　フレキシブルファイバの件ですが、今回の改正で、実態に合わせた形で御で提供することを認めるのは良いと思いますが、5Gのところはかなりファイバの重要性等が変わってくると思われまので、そのあたりについては、考え方に書いてあると思いますが、ぜひ総務省でもしっかり検討いただいて、ファイバの今後のあり方はしっかり検討いただくのが良いかと思っております。

以上でございます。

○川濱部会長　他にご意見等ございませんでしょうか。

どうぞ。

○大谷委員　ありがとうございます。今、ちょうどご意見のあったフレキシブルファイバについてでございますけれども、これまでの歴史を見てまいりますと、既存設備が存在しないエリアで敷設されて、その負担のあり方等については一定のルールが整備されてきていることもございます。実際に、この考え方のところにもまとめていただいているように、フレキシブルファイバの敷設されている領域が幾つか種類が分けられるのではないかと考えておりまして、今後、5G時代の整備のために有用な地域であったり、新たなニーズ等で接続に条件により利用していただくことが適切になるような部分と、むしろ設備投資をされている事業者の設備競争にかかわるインセンティブを重視しなければいけないところということで、濃淡が幾つかあると思います。やはり現状を十分に確認することと将来のニーズを確認しながら、今、藤井委員からもご指摘のあったように、引き続き対応を進めていくことが重要なテーマであると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○川濱部会長　その他、ご意見ございませんでしょうか。他にご意見等ございませんようでしたら、諮問第3120号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長　それでは、案のとおり答申することといたします。

エ 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）の施行に伴う関係省令等の整備について【諮問第3116号】

○川濱部会長　　続きますして、諮問第3116号「電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）の施行に伴う関係省令等の整備について」について審議いたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、6月21日開催の当部会において審議を行い、6月22日から7月22日までの間、意見招請を実施しました。

それでは、総務省からご説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課長　　資料98-4に基づいてご説明をさせていただきます。クリップを外していただきまして、資料1ページからが答申書（案）になっております。答申書（案）本体に続きまして、別添1が電気通信事業法施行規則の一部改正案の修正（案）、別添2が電気通信事業法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づき改正法による改正後の電気通信事業法第27条の3第1項の規定の例により、移動電気通信役務を指定する告示案の修正（案）、別添3が電気通信事業法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づき改正法による改正後の電気通信事業法第27条の3第1項の規定の例により、同条第2項の適用を受ける電気通信事業者を指定する告示案の修正（案）、別添4が意見募集の結果となっております。

その後、89ページからが概要になっておりまして、最初のページが、諮問させていただいた段階からの電気通信事業法施行規則改正案等の修正の概要で、その次のページ、90ページ以下が諮問の際のご説明資料となっております。また、109ページ以下に、今回修正があるもの以外の省令・告示の案をつけさせていただいてございます。

まず、90ページ、概要資料をご覧くださいと思います。今回の電気通信事業法施行規則の改正等でございますが、91ページにあるモバイル市場の競争の促進等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備を行うものであります。

具体的には、94ページのとおり、対象となる移動電気通信役務の指定をするとともに、96ページ、97ページにありますように、対象となる事業者の指定の基準を定め、具体的に対象となる事業者の指定をしているものであります。

その上で、具体的な規律として、98ページ以下のとおり、通信料金と端末代金の完全分離に関する措置について、通信役務の継続利用及び端末購入等を条件として行う利益の提供、これは一律禁止をし、通信役務の利用及び端末の購入等を条件として行う利益の提供は2万円を超えるものを禁止すること等としているものであります。

それとともに、101ページ以下のとおり、行き過ぎた期間拘束の是正に関する措置として、契約期間の上限を2年とし、また、違約金等の額の上限を1,000円とすること等としているものであります。

さらに、107ページ以下のとおり、勧誘の適正化に関して、自己の氏名等を告げずに勧誘する行為の禁止の例外について定めることとしているものであります。

お戻りいただきまして、89ページが、この電気通信事業法施行規則の改正案等について、諮問の際の案からの主な修正箇所の概要です。多くは形式的な修正であります。黄色の部分、3カ所ございますが、これが提出意見を踏まえて修正する部分でありまして、これらにつきましては、寄せられたご意見を紹介する中でご説明をさせていただきます。

続きまして、答申書（案）の別添4、ページで言いますと37ページをご覧ください。部会長からご紹介いただきましたとおり、6月22日から7月22日まで意見募集をした結果、67件のご意見が寄せられました。こちらについて項目ごとに整理して、考え方の案とともにお示しをしていますので、順次ご説明をさせていただきます。

まず、39ページをご覧ください。こちらは、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案関係のご意見で最初に総論であります。

意見1は、楽天モバイル、NTTドコモ等からの賛同のご意見であります。

40ページをご覧ください。意見2は、競争の抑制につながることを理由としたアップル等からの反対のご意見で、考え方として、現在のモバイル市場を前提として、事業者間の競争が利用者の利益を害するものとならないための最低限の基本的なルールを定めるものという改正法の趣旨を説明するとともに、総務省における今後の評価・検証の必要性について記述をさせていただきます。

続いて43ページをご覧ください。こちらは、自己の氏名等を告げずに勧誘する行為に関するご意見であります。

意見3は、全国消費生活相談員協会からの賛同のご意見です。

続きまして、対象となる事業者の基準に関するご意見です。

意見4は、全ての事業者を対象とすべき、また、基準は今後見直しをしていくべきという全国消費生活相談員協会、ソフトバンク等からのご意見で、考え方としては、現在のモバイル市場の状況を踏まえたものであり、状況の変化がある場合には、必要に応じ見直しを検討することが適当としております。

次に、44ページをご覧ください。意見5は、MVNOの特定関係法人も対象とすべきというNTTドコモからのご意見で、考え方は考え方4と同様にしております。

次に、通信料金と端末代金の完全分離に関する措置の関係のご意見です。意見6は、個人の方からの賛同のご意見です。

意見7は、規制に理解を示しつつ、今後の制度見直しの余地を残すべきというソフトバンクからのご意見で、考え方として、総務省における評価・検証の必要性を記述しております。

意見8は、上限は設定すべきでないという情報通信ネットワーク産業協会移動通信委員会、クアルコムジャパン、在日米国商工会議所等からのご意見で、考え方として、規律を行うことにより通信、端末のそれぞれの市場での競争がより働くようになり、通信料金、端末代金のそれぞれの低廉化が促進されることが期待されるという制度改正の趣旨を示すとともに、次のページになりますけれども、上限額の設定の考え方、また、総務省における評価・検証の必要性を記述しております。

49ページをご覧ください。49ページの一番下でございます。意見9は、5Gの普及への影響に関する在日米国商工会議所等からのご意見で、考え方として、次のページになりますけれども、考え方8と同様の記述をするとともに、2番目の丸で、5G自体の魅力が理解されるような取組により利用者を選択されていくことへの期待、また、4番目の丸で、端末単体での販売の際には制限はないこと等を記述してございます。

意見10は、端末代金の値引きは禁止すべきとの個人からのご意見で、考え方として、今回の規律の考え方をお示ししつつ、次のページ、最後の部分になりますけれども、一律禁止することまでは適当ではないという旨、記述をしております。

意見11は、事業者、代理店双方での利益の提供に関する規律の明確化についてのNTTドコモからのご意見で、考え方として、総務省で別に策定中のガイドラインにおいて明記をされている旨、記述をしております。

意見12は、在庫端末に関する特例は修正すべき旨のアップル、全国携帯電話販売代理店協会等からのご意見で、考え方として、2番目の丸で、意図的な在庫の発生や不良在庫により強い誘因力を得ることを抑制しつつ、事業者、代理店による不良在庫処分のための特例として整理した旨を具体的に示すとともに、最後の丸で、端末単体で販売する場合の値引きやメーカーによる端末の販売価格自体の引き下げには制限がない旨を記述しております。

54ページをご覧ください。意見13は、継続的な検討の必要性に関する情報通信ネットワーク産業協会移動通信委員会からのご意見で、考え方として、総務省における評価・検証の必要性について記述しております。

意見14は、ノベルティー等は禁止される利益の対象から例外とすべきというソフトバンクからのご意見で、考え方として、経済上の利益の提供は形態により規律を異ならせる理由はないことを記述するとともに、省令案での条件に限定されない利益の提供は規律の対象とならないことを記述しております。

意見15は、潜脱がないようにすべきとの楽天モバイル及び全国消費生活相談員協会からのご意見で、考え方として、こちらはそれぞれのご意見に対応して、省令案やガイドラインでの整理等について示す形としております。

意見16は、事業者による端末販売等を禁止すべきという旨の個人からのご意見で、考え方として、今回の規律はセット販売の際の割引を規制するもので、セット販売自体を禁止する等の販売方法を規制するものではないことを示しております。

57ページの一番下をご覧ください。意見17は、シンプルでわかりやすい料金プランにすべき旨の全国消費生活相談員協会からのご意見で、考え方

として、次のページになりますが、今回の措置の趣旨として、1番目の丸で、利用者がみずからのニーズに合った役務を適切に選択することが可能となること等を記述しているところでございます。

59ページをご覧ください。ここからが、行き過ぎた囲い込みの是正関係です。意見18は、違約金等の上限の設定に賛成という関東弁護士会連合会等からのご意見です。

60ページをご覧ください。意見19は、違約金等の上限は設定すべきでないという個人からのご意見で、考え方として、1番目の丸で、事業者間の競争促進のため、違約金の額を抜本的に引き下げる必要があること、また、2番目の丸で、その上限についての考え方には一定の妥当性があることとするとともに、最後の丸、61ページになりますが、こちらで総務省における評価・検証の必要性について記述をしております。

続きまして、64ページをご覧ください。意見20は、違約金等の上限を引き上げるべき、また、次のページ、意見21は、違約金等は段階的な逡減制とすべきとの個人からのご意見で、考え方につきましては、それぞれ考え方19をもとに記述をしております。

意見22は、違約金は禁止すべきとの個人からのご意見で、考え方として、一定の期間の契約を約することでメリットが得られる形態、これは他分野でも見られるところであり、完全に禁止することは適当でないとしてございます。

意見23は、違約金等の引き下げにより事務手数料等が引き上げられることを懸念するという楽天モバイル等からのご意見で、考え方として、1番目の丸で、違約金はその名称の如何を問わないことを記述しつつ、2番目の丸で、総務省における今後の状況注視の必要性について記述をしております。

意見24は、自動更新のないプランの義務化をすべきであるという個人からのご意見で、考え方として、次のページになりますが、更新に係る手続の手間の省略を望む利用者もあり得ることから、改正案のような措置は適当である旨、記述をしております。

意見25は、特定経済的利益について、契約を一定期間継続して締結していたことに応じて、利用者に対して支払われる経済的利益としての継続利用

割引との概念の重複があるため、両者の整理を求める旨のソフトバンクからのご意見で、こちらにつきましては、考え方として、ご意見を踏まえて原案を修正して、定義の明確をすることが適当と考えるとして、別添1のとおりとすることが適当としてございます。

意見26は、期間拘束の有無に関する料金差についての個人からの賛同のご意見であります。

次のページ、68ページをご覧ください。意見27は、期間拘束の有無に関する料金差は制限すべきでないという個人からのご意見で、考え方として、1番目の丸で、期間拘束のない契約が実質的な選択肢となっていない場合には、利用者を過度に拘束するものであり、見直しが求められるという旨、記述をしております。

意見28は、継続利用割引について制限すべきでないというインターネットイニシアティブ、NTTドコモ、ソフトバンク等からのご意見です。

考え方としましては、1番目の丸のとおり、平成27年の「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の取りまとめにおきまして、高額な端末購入補助に伴う利用者の不公正の是正のために検討すべきとされている一方で、2番目の丸のとおり、継続利用割引には、事業者を変更する利用者の意向を抑制する効果があるとの議論もあったところであり、3番目の丸にありますように、継続利用割引は、高額な端末購入補助に伴う利用者間の不公平是正と利用者による事業者変更の抑制という2つの側面を有していると考えられるとした上で、今回、4番目の丸のとおり、端末代金の値引き等を厳しく制限するとともに、違約金の額を抜本的に引き下げることとしており、利用者間の不公平の是正の必要性が低下する一方で、事業者変更の抑制への対応の必要性が高まっていると考えられるとし、そのような状況も踏まえつつ、5番目の丸のとおり、継続利用割引の上限について、年間の利用料金をもとに、その最低水準である、1年間で利用料金1カ月分としているものであって、原案について一定の合理性があると考えてしております。

しかし、6番目の丸のとおり、提供される利益には、全ての利用者に利益をもたらす通信役務の料金に関するものと、用途が限定されているため一定の範囲の利用者にのみ利益をもたらすもの等があり、それらの間には事業者

変更の抑制の効果に一定の差異があること等から、規律の対象となる利益は前者に限ることとし、後者については継続利用割引の持つ事業者変更の抑制の側面に係る規律の潜脱となっていないか等の観点から、総務省において状況を注視し、検討していくことが適当とし、この部分について、7番目の丸のとおり、原案を修正することが適当としております。

続きまして、71ページをご覧ください。附則の関係です。意見30は、一定の準備期間が必要というソフトバンクからのご意見で、考え方として、総務省による6月要請を受けまして、関係事業者において適切に対応することが期待されるとしております。

72ページをご覧ください。意見31は、既往契約の特例の明確化に関するKDDIからのご意見で、考え方として、施行規則案での規定について整理をして示しております。

意見32は、既往契約の違約金は無効とすべきという楽天モバイル等からのご意見で、考え方として、1番目の丸で、一部の利用者にとっては不利益な変更となり得ることから無効とすることは適当ではないとしつつ、2番目の丸で、6月要請を受けた取り組み状況等について総務省で注視し、必要に応じ、再度の要請等を行うことが適当としています。

意見33は、既往契約と新プランとの比較ができるようにすべきとの全国消費生活相談員協会からのご意見です。また、意見34は駆け込み対策が必要というNTTドコモ等からのご意見で、考え方として、それぞれ総務省の6月要請に触れつつ、事業者における取り組み状況について総務省で注視し、必要に応じ、再度の要請等を行うことが適当としております。

75ページをご覧ください。その他のご意見として、個別のご紹介は省略させていただきますけれども、意見35から意見41まで様々な意見をいただいております。それぞれについて考え方を整理させていただいております。

ちょっと飛びまして、86ページをご覧ください。こちらが、役務指定告示関係のご意見です。意見42は、対象役務は個人のスマートフォンに係るものに限定すべきというソフトバンクからのご意見で、考え方として、適正な競争関係は携帯電話サービス以外のものについても阻害され得るものであ

ることから、スマートフォンに限らず、指定の対象とする旨、記述をしております。

87ページをご覧ください。意見43は、タブレット向けの電気通信役務は指定対象とすべきでないという情報通信ネットワーク産業協会移動通信委員会及びアップルからのご意見で、考え方として、考え方42と同様の記述をしております。

意見44は、固定して使用されるルータ向けの電気通信役務は指定の対象とすべきという全国消費生活相談員協会からのご意見で、考え方として、当該役務は移動電気通信役務とは異なる市場で競争しているものと考えられる旨、記述をしております。

意見45は、IoT分野への影響を考慮し、注意深く指定すべきというインターネットイニシアティブからのご意見で、こちらのご意見は、適切なガイドラインの策定、運用を求めるものでございますので、考え方として、ガイドライン案に対するご意見と考える旨、記述をしております。

最後に、88ページをご覧ください。事業者の指定告示関係です。意見46で、ソフトバンクの特定関係法人であるテレコムプロフェッショナルサービス株式会社について、移動電気通信役務を提供していないため、原案では指定の対象としているものですが、指定対象から除外すべき旨のソフトバンクからのご意見であります。

考え方として、ご意見を受けて、総務省で改めて確認した結果、これを踏まえまして指定告示を修正し、同社について対象から除外することが適当としてございます。

以上を踏まえまして、1ページの答申書（案）でございますが、施行規則等の一部改正について、それぞれ別添1から別添3のとおり修正した上で制定することが適当と認められるとしてございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○川濱部会長　　ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

どうぞ、森委員。

○森委員　　ご説明ありがとうございました。施行規則第22条の2の枝番に

ついて申し上げます。こちらは、意見募集の結果の意見もたくさん出ていて、様々な意見が出ているところかと思います。前回も長期利用割引のことで、こうじゃないのではないかというようなことを申し上げましたけれども、基本的には答申書（案）のとおりで結構だと思います。結構だとは思いますが、今回のこれについては、やはり普通とは違う側面はあるかなと思っていて、特に数字を伴う制限になっているところにおいて、その数字をどう計算するのかが、こうすればこれが正しいとか合理的なものであるということがなかなか導き出せないということがあったかと思います。

それは意見の中に、拙速というような話もありましたけれども、拙速とかそういうことでは基本的になく、時間をかけても、じゃ、2万円がいいんだとか3万円がいいんだ、1,000円はちょっと安過ぎるんじゃないか、4,000円、5,000円がいいんじゃないかというようなご意見がありましたけれども、よく考えても、なかなか合理的な数字を見つけ出すことができない。

したがって、今回、介入するか介入しないか、規制するか規制しないかということであれば、それは規制しようということになったわけですが、その具体的な中身については、どうしても実験的な側面があるということです。実験的に介入するということになりますと、表現は悪いかもしれませんけれども、でも、これは仕方のないことで、やるんだったらこのようにやるしかない。その結果としてどうなるかといいますと、法改正全般について、状況を注視して、その検証をとすることは言われますけれども、こういった事柄、今回に特有の事柄がある以上は、その点については非常にレベルの違う、しっかりとした柔軟な対応が求められるのではないかと。普段にも増して評価と検証が重要であろうと思います。

仮にうまくいかなかったとしても、それはもともとの規制の導入が、こういう実験的な側面のあるパッケージだったわけですから、それは、あのときにきちんと決めなかったのはよくないんじゃないか、そういう話ではなくて、もともと実験的なものとして始めようとしたわけですから、それは正しく、実験的な性格に鑑みて、機敏に修正していく、対応していく、変えていくことが普段にも増して強く求められるのではないかと。思います。

若干細かいことを申し上げれば、これらは非常に一体的なものになっていて、例えば、継続利用者割引の制限というのは、一方で行き過ぎた端末購入の補助ができなくなるからというところとセットになっている。今回のパッケージというのは一体的に組み合わさっているので、うまくいかなかったときは、やはり一体的に見直しをすることによって、通常の法令の改正以上に評価・検証をしっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

○川濱部会長　この点、何かございますでしょうか。

○大村料金サービス課長　ありがとうございます。ご指摘のとおり、今回の規律はかなり影響が大きいものですし、通信市場、端末市場、それぞれの市場に対してかなり変革をもたらすものであると考えております。従いまして、考え方も随所で書かせていただいているところでもありますけれども、総務省では、施行後の状況について毎年度きちんと評価・検証を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて規律の内容自体の見直しも行っていきたいと考えておりますので、その過程でまた手続的にもきちんと広くご意見を伺いつつ進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

○川濱部会長　その他、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。大谷委員、どうぞ。

○大谷委員　どうもありがとうございます。これだけたくさんの方に関心を持っていただき、多くのご意見を集める、それだけ影響力の大きい新たな規制の導入だったということだと思いますが、その中でも特に印象深かったのが、スマートフォンの製造メーカーであるアップルからの意見をいただいているということかと思います。

既に事務局からもご説明がありましたように、通信そのものだけではなく、やはり端末市場への介入という、端末市場への影響の大きさが今回の規制の特徴だったと思っております。通信サービスそのものについての検証もさることながら、やはり端末の購入の補助を通じて、もしかすると、その端末の提供価格が高止まりしていたのではないかというのを我々は懸念しているところですので、それが今回の規制の導入に伴って、端末の価格がどのように変遷していくのか、新たな端末が投入されるわけですから単純比較は難しい

かと思えますけれども、その影響等についても見極めていく必要があると思っております。事務局、総務省に対してとりわけお願いしたいと思っております。

併せて、今回、意見を述べられたスマートフォンの製造業者等につきましては、規制の検討のプロセスに参加していきたいという意見表明もなされているところですので、端末市場に与えている影響の程度ですとか、あるいは、この施策が狙ったとおり、奏功しているのかどうかについて、我々が検証するために必要なデータ、情報がある場合には、その提供にご協力いただき、ぜひ透明なプロセスの中で検証ができるようにご協力いただければと思っております。意見として申し上げます。ありがとうございます。

○川濱部会長　意見について何かございますでしょうか。

○大村料金サービス課長　いただいたご意見のとおりだと思っております。総務省で今後、評価・検証を行っていくに当たりましては、電気通信事業者をはじめ関係者の皆様にご協力を得ながら、定性的な分析のみならず定量的な分析をきちんと行っていけるようにしたいと思っております。

その過程では、ご意見をいただいているような端末メーカーの方々等にもお声がけをして、ご協力を要請していきたいと思っております。ありがとうございます。

○川濱部会長　その他、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。吉田委員、どうぞ。

○吉田委員　ご説明ありがとうございます。私もこの案には賛成でございますが、消費者の立場から一言意見を述べさせていただきますと、この情報が一般にはまだまだ知られていない、周知されていないと思われまので、ぜひその辺をしっかりと情報提供していただいて、施行日までにはちゃんと皆さんに周知されるように、そして、それ以降もしっかり説明を各店舗でしていただけるように、知らなかったということがないように施行していただきたいと思えます。

○大村料金サービス課長　ありがとうございます。改正法の施行に向けまして、今、省令等をご審議いただいているところですが、制度整備、大分整理がついてきましたので、関係者に対する周知等に努めていきたいと思

っています。

また、改正法の施行に向けて、利用者が混乱することなく、十分な情報をもとに判断していけるようにすることが非常に重要だと思っております、一義的には制度改正を受けて各事業者において対応していただくものと考えておりますが、その点についても、総務省としても、ご指摘を踏まえて、関係事業者に対して要請する等、コミュニケーションしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○川濱部会長　あとはご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○三友部会長代理　ありがとうございます。先ほど、森委員からも大谷委員からも、今後の継続的な見直しというお話がございましたけれども、やはり今回の法律の改正につきましては目的があるわけですし、それは総務省からの資料の91ページにあるように、モバイル市場の競争の促進、利用者利益の保護、この2つが大きな柱となるわけでありまして。今後、評価をするに当たっては、評価基準は何なのかが非常に重要となります。言葉としては、競争の促進、利用者利益の保護というのはわかりますが、では、それらは具体的に何なんだろうかというところ、評価の基準をやはりちゃんと作っていただきたく、またそれがぶれないようにしていただくということが非常に重要だと思っております。

都合よく状況を解釈することも可能なわけでありまして、ここに挙げた法律を改正する意図が将来、適切に反映するように、そこのところは心してやっていただければと思います。

以上です。

○大村料金サービス課長　ありがとうございます。ご指摘のように、事後的な評価はなかなか難しいところがありまして、どのような形で分析をするかは検討しなければいけないと思っております。その際に、先ほども申し上げましたとおり、できる限り定量的な分析もしていきたいと思っておりますが、どういう指標が実態をうまく切り取れるものなのか、ここもきちんと考えていかなければいけないと思っております、評価の方法を含めまして、関係者にご相談をしながら、評価・分析・検証を進めていきたいと思っておりますので、引き続きご意見、ご指導をお願いいたします。

○川濱部会長　　その他、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○山下委員　　皆さん発言されて、今日、私、発言していないので。この方針についてではなく、施行後というのでしょうか、その前後について一言だけ申し上げたいと思います。

結局、新しい制度は、これから施行後に契約されたものに対して当てはまるもので、そうすると、施行直前、ちょうどこれから消費税の税率が変わったり、消費者を取り巻く新しい事業者が入ってきたりとか、消費者を取り巻く環境が大きく変わるときです。本当に駆け込みで旧制度のままの契約が進んだりとか、旧制度で契約したのに新制度だと誤解してしまうような消費者の方がいらっしやったりとか、そういうことが様々に起こるのではないかと思います。

また、関係している供給側といいますか、販売店も非常に大勢の方が絡んでいらっしやるので、皆さんに、売り手もきちんと周知できるのだろうかという心配もあります。あと、どのぐらいの期間猶予があるのかわからないですけれども、その間に、売り手と買い手双方が、これから何が起こるのかということがよく理解できるような周知の仕方が大事だと思いました。

以上、感想というか、意見でございます。

○大村料金サービス課長　　ありがとうございます。ご指摘のように、施行日に向けて駆け込みが行われ、それによって利用者がよく理解しないままに駆け込みすることによって、引き続き過度な拘束を受けることがあっては問題だと思っていますので、そういうことがないようにしていく必要があると思っています。

また、既往の契約につきましても、施行日後の新しいプランが出ますと、その新しいプランのほうが利用者にとって有利になることはかなり多く出てくるのではないかと思いますので、そのあたりについてはきちんと情報提供がなされ、利用者が適切に判断をして、有利な選択、新しいプランが有利なものであれば、そちらに乗りかえることをしていけるようにしなければいけないと思っています。

実際の販売等代理店で行われている販売チャンネルが多いのはご指摘のとおりでありまして、このあたりについても、ユーザー側だけでなく、販売側、

契約をする側についてどういうふうに周知をしていくのか、こちらは関係事業者とも相談をしながら、遺漏がないように進めていく必要があると思っております。施行日に向けてきちんと対応していきたいと思っております。

○川濱部会長　その他、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。何分にもこれは、先ほどから話題になりましたとおり、かなり複雑な政策パッケージで、もしかしたら比較法的に見ても、かなり大胆な、かつ、それにもかかわらず、明確な数値基準で対応するというものです。先ほども申し上げたとおり、事後の検証の困難な問題に関して取り組む極めて画期的なことですので、今後の事後検証を含めて非常に関心も呼ぶだろうし、重要な課題だと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、諮問第3116号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長　それでは、案のとおり答申することといたします。

オ　電気通信事業法施行規則の一部改正（初期契約解除に伴う対価請求費用項目の追加）について【諮問第3118号】

○川濱部会長　続きまして、諮問第3118号「電気通信事業法施行規則の一部改正（初期契約解除に伴う対価請求費用項目の追加）」について審議いたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、6月21日開催の当部会において審議を行い、6月22日から7月22日までの間、意見招請を実施しました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○梅村消費者行政第一課長　それでは、資料98-5をお願いいたします。目次のところがございますように、答申書（案）が1ページから、改正概要が8ページからになっておりますので、まず、改正概要を簡単に振り返ってご説明させていただきます。

8ページでございます。1枚おめくりいただきまして、こちら、初期契約解除に伴う対価請求項目の追加でございます。この初期契約解除制度とい

うのは、利用者が契約書面受領後等から8日間は電気通信事業者の合意なく契約解除できるという制度でございまして、こちらにおきましては、契約解除時に利用者に請求できる項目、上限額が省令で定められてございます。その項目に新たに、SIMカードの提供に要する費用を追加するという内容でございまして。

9ページ、パワーポイント右肩2ページの資料でございまして。MNO各社がSIMカードの貸与に係る費用につきまして、SIMカード1枚当たりの単価に基づき請求する運用が開始されたことを受けまして、MVNO各社では、MNOからSIMカード貸与費用の請求を踏まえ、各社において設定した金額をSIMカード発行手数料として利用者に対し請求する運用を行っております。

2つ目の丸のところでございますが、こちらは2018年10月に初期契約解除制度がMVNOの音声通話つきサービスにも対象役務として追加されたということでございまして、この初期契約解除の際に、MVNO側が負担しているSIMカード発行手数料を対価請求の項目に追加して欲しいという要望が出され、こちらについて対応するものでございまして、3つ目の段落でございますように、SIMカードの提供に要する費用として、初期契約解除に伴う対価請求の項目に追加するための規定整備でございます。

こちらにつきまして意見招請の結果でございますが、別添2をお願いいたします。5ページでございます。個人の方から7件の意見が寄せられてございます。

1枚おめくりいただきまして6ページでございますが、本件省令案に対するご意見、全体に対するものが2件ございまして、1つ目の意見はSIMカードの提供に要する費用として、この対価請求の項目に追加することについて異存はないというご意見、2つ目の意見は本改正案に賛成であるご意見ということで、2件賛成の意見がございました。

3から7までのご意見につきましては、本件省令案と直接関係が薄いものと考えられまして、こちらについては、いただいたご意見については参考として承りますという考え方を示させていただいております。

こちらを踏まえまして、1ページをお願いいたします。答申書の案でござい

いますが、実質的な内容につきましては諮問時の案のとおりと考えてございますが、条文上、技術的な修正がございましたので、別添1に用意をさせていただきます。2ページでございます。右側に縦に書いてございます、仮想移動電気通信サービス、いわゆるMVNOのサービスでございますが、こちらの定義等に関しまして、先ほど、この前の案件の諮問第3116号、こちらの部分と本件の同じ文言に関する定義が異なっていたということがございましたので、こちらについて調整を行いまして、具体的には、2ページの上でございます第22条2の9の第2号のところの赤字の部分の定義に修正いたしまして、また、後段に出てくる部分、3ページの第22条の2の15の部分に関しましては、無定義でこの文言を置くというような修正をさせていただきますところでございます。

1ページに戻っていただきまして、こちらの一部改正案、修正した上で制定することが適当と認められるという案とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川濱部会長　ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。大谷委員。

○大谷委員　どうもありがとうございます。とてもつまらない意見で恐縮ですけれども、いただいた意見のうち、その他の意見ということで整理されている5番目の意見、物の価格を政府が決めることはそぐわないと書かれていて、参考として承るような考え方が述べられていますが、別に政府が決めているわけではなく、単に請求ができるように変更しているということで、事業者が価格を決めているので、政府が決めているということを確認した感じの回答の仕方はちょっと誤解を招くのではないかと思います。質問させていただきましたが、いかがでしょうか。

○川濱部会長　どうぞ。

○梅村消費者行政第一課長　こちらにつきましては、対価請求のできる上限の項目を決めるということで、特にいただいた意見そのものについては指摘をせずに、いただいたご意見については参考として承りますとさせていただきますところでございます。

○川濱部会長　たしかこれは、もともと本案件とは無関係な意見です。そも

そもご指摘のあったとおり、この意見自身がこれに対する意見になっていないというところがあるかと。ご参考にというのは、一般論としてそういった話はあるのかなという形で了解されればよろしいかなと思うのですけれども。

○大谷委員　なるほど。関係のないということであれば了解です。

○川濱部会長　その他、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。他にご意見等ございませんようでしたら、諮問第3118号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○川濱部会長　それでは、案のとおり答申することといたします。

○川濱部会長　以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様から全般にかかわりまして、何かございますでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐　次回の電気通信事業部会につきましては、来月9月27日金曜日の午前を予定しております。委員の皆様には、別途ご連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○川濱部会長　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉　　会